第四条第二項中「及び第七号から第九号まで」を「、第七号から第九号まで」に改め、同条第四項中「を定める件」を削る。

第五条第二項中「並びに第四項第七号、第十号」を「、第四項第七号、第十号」に改め、「を定める件」を削る。

第六条第一項中「第十三条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号」に、「第十三条第三項、第十四条第三項又は第二十四条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項」に改め、「（以下「法第十三条第三項等の規定」という。）」を削り、「及び第四項」を「及び同条第四項」に改め、同条第三項中「並びに第四項第七号、第十号」を「、第四項第七号、第十号」に改め、「を定める件」を削り、同条第六項中「第十一条第二十三項」に改める。

第四　大雪山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年八月環境庁告示第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「該当する行為」を「該当するもの」に改める。

第五　支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年十一月環境庁告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十一条第二十五項」を「第十一条第二十八項」に改める。

第五条第一項中「第十三条」を「第二十条」に、「第二項、第四項」を「同条第二項、第四項」に改め、同条第三項中「「現に」とあるのは」を「「現に」とあるのは」に改め、同条第四項中「を定める件」を削る。

第十条第四項中「第十一条第二十二項」を「第十一条第二十三項」に改める。

第十二条中「第十一条第十六項」を「第十一条第十七項」に改める。

第六　十和田八幡平国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例（平成十二年八月環境庁告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「次項第二号ハ」を「次項第二号ニ」に改める。

第七　陸中海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年八月環境庁告示第五十号）の一部を次のように改正する。

題名中「陸中海岸国立公園」を「三陸復興国立公園」に改める。

第八　磐梯朝日国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年九月環境庁告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「定める件」を削る。

第九　日光国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例（平成十二年十月環境庁告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第六号中「黒磯市」を「那須塩原市」に、「那須郡塩原町」を「那須塩原市」に、「同町大字湯本塩原」を「同市大字湯本塩原」に、「塩谷郡藤原町内」を「日光市内」に、「同町大字川治」を「同市大字川治」に、「塩谷郡栗山村内」を「日光市内」に、「同村大字川俣」を「同市大字川俣」に改め、同項第七号中「塩谷郡栗山村」を「日光市」に改め、同項第九号中「那須郡塩原町内」を「那須塩原市内」に、「同町」を「同市」に改め、同項第十号中「那須郡塩原町内」を「那須塩原市内」に、「同町」を「同市」に改める。

第二条第四項中「定める件」を削り、「同項第二号イ」を「同項第二号ロ」に改める。

第五条中「第十一条第二十五項」を「第十一条第二十八項」に改める。

第六条中「第十一条第十六項」を「第十一条第十七項」に、「たい積」を「堆積」に改める。

第八条第二項中「同項」を「同条第四項第九号中「二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上」とあるのは「五メートル以上」と、同条第六項」に、「、第四項第十一号及び日光国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例を定める件（平成十二年十月環境庁告示第六十八号）第八条第一項の規定により読み替えられた第四項第九号」を「並びに第四項第九号及び第十一号」に改め、同条第五項中「同項第一号」を「同項第二号イ」に改め、同条第六項中「第十一条第二十二項」を「第十一条第二十三項」に改める。

第十一条第三項中「同項中「前項第一号」を「同項中「並びに前項第一号」に、「とあるのは「前項第一号」を「とあるのは、同条第四項中「を定める件」を削る。

第十　上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年九月環境庁告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第五号の」を「第五号までの」に改める。

第三条第四項中「同項第二号の表の中欄中「十パーセント以下」及び「十五パーセント以下」を「同項第二号の表第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル未満の項中欄中「十パーセント以下」とあるのは「二十パーセント以下」と、同項下欄中「二十パーセント以下」とあるのは「四十パーセント以下」と、同表第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル以上千平方メートル未満の項中欄中「十五パーセント以下」に、「同表の」を「同項」に改め、「「二十パーセント以下」及び」を削り、同条第五項中「を定める件」を削る。

第四条第四項中「同項中「前項第一号」を「同項中「並びに前項第一号」に、「とあるのは「前項第一号」を「とあるのは、「、前項第一号」に改め、「を定める件」を削り、同条第五項中「第二項」を「第一項」に改め、「を定める件」を削り、同条第六項中「第二項」を「第一項」に改め、「を定める件」を削る。

第五条第二項中「第十一条第二十二項」を「第十一条第二十三項」に改める。

第六条第二項中「、第七号」を「及び第七号」に改め、同条第三項中「を定める件」を削る。

第十一　富士箱根伊豆国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例（平成十二年十月環境庁告示第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十一条第二十二項」を「第十一条第二十三項」に改める。

第三条中「第十一条第十六項」を「第十一条第十七項」に、「第十三条第三項等」を「第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項」に、「第十三条第六項等」を「第二十条第六項、第二十一条第六項又は第二十二条第六項」に改める。

第四条第六項中「同条第六項中「第四項第七号」を「同条第六項中「並びに第四項第七号」に、「とあるのは「第四項第七号」に改め、「を定める件」を削り、「第三条第四項」を「第四条第四項」に改め、同条第七項中「同項第一号」を「同項第二号イ」に改める。

第五条第六項中「B地区内」を「B'地区内」に改め、「を定める件」を削り、同条第七項中「同項第一号」を「同項第二号イ」に改める。

第六条第五項中「を定める件」を削り、同項中「第五条」を「第六条」に改め、同条第六項中「を定める件」を削り、同項中「第五条」を「第六条」に改め、同条第七項中「第二号」を「同項第二号イ」に改める。

第七条第五項中「を定める件」を削り、「第六条」を「第七条」に改め、同条第六項中「を定める件」を削り、「第六条」を「第七条」に改め、同条第七項中「同項第一号」を「同項第二号イ」に改める。

第八条中「第十一条第二十八項」を「第十一条第三十一項」に改める。

第十条中「若しくは」を「又は」に、「もの及び」を「もの並びに」に改める。

第十一条中「第十一条二十五項」を「第十一条二十八項」に改める。

第十三条中「本項」を「この項」に改める。

第十八条二項中「を定める件」を削り、「第十三条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第十九条中「第十一条第二十一項」を「第十一条第二十二項」に改める。

第十二　中部山岳国立公園の特別保護地区内における行為の許可基準の特例（平成十二年八月環境庁告示第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十一条第十六項」を「第十一条第十七項」に改める。

第十三　伊勢志摩国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年十月環境庁告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「志摩郡浜島町」を「志摩市」に改め、同項第二号中「志摩郡河児町」を「志摩市」に改め、同項第三号中「志摩郡志摩町」を「志摩市」に改める。

第二条第二項中「第四項第七号及び」を「並びに第四項第七号及び」に、「第四項第七号、」を「、第四項第七号、」に改め、「を定める件」を削り、同条第三項中「いずれか」を「とおり」に改める。